



# 平成30年度からは県が財政運営の責任主体に 国保の制度改正と本年度の税率

本年度の国民健康保険税（国保税）の税率が6月議会定例会で可決され、決定しました。また、この4月から国保制度が変わりました。今月号では、その内容をお知らせします。

## 国民健康保険とは

国民健康保険は、加入する皆さんが病気やケガをしたとき、誰もが少ない負担で安心して医療を受けられるように定められた制度で、加入者同士が互いに助け合う相互扶助の精神で成り立っています。

## 本年度から町と県が協力して運営

国民健康保険は国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、一人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。この国民皆保険制度を将来にわたって守り続ける



ため、平成30年度からは都道府県も市町村とともに国民健康保険の保険者となり、協力して運営を担うことで安定的な財政運営と効率的な事業を図っていくことになりました（図1）。

### ■ 県の役割

本年度からは、県が市町村からの国保事業費納付金（以下、納付金）や国の補助金等を財源として保険給付に必要な費用を全額、各市町村に交

付します。また、財政運営の責任主体となり、市町村事務の効率化を図るなど、中心的な役割を担います。

### ■ 町の役割

これまで通り、資格の管理や国保税の賦課・徴収、保険給付、特定健診等の保健事業などを行います。また、国保などを財源に県へ納付金を納付します。被保険者証（以下、保険証）の交付事務や保

険給付の申請、各種届出の窓口は引き続き健康増進課国保係で、国保税の納付先は町民税務課税務係です。

## 税率と税額の算定

国保税は、①国保加入者の医療費の状況によって決める「医療分」、②国全体の後期高齢者医療制度の医療費の状況によって決める「後期高齢者支援分」、③国全体の介護サービス費の状況で決める「介護保険分」の3つの区分で必要額を算定し税率を決定します。

本年度からこの国保必要額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して決定する納付金などの歳出総額から国が市町村に交付する補助金などを差し引いた金額となります。

また、本年4月の国保の制度改正に合わせ、平成29年度に資産割課税を廃止したことから、本年度も3つの区分ごとに所得割・均等割・平等（世帯）割の3方式で税額を算定します。

## 本年度の税率と税額（表1）

医療分Ⅱ納付金や保健事業費等から国保税の必要額を算出し、税率を算定します。国保加入者の所得の減少により所得割の税率は引き上げざるを得ませんでした。前年度繰越金のうち180万円を減税財源に充当した結果、「1人当たりの平均負担額」「1世帯当たりの平均負担額」は昨年より減額となりました。

後期高齢者支援金分Ⅱ75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の経費を国全体で賄うため、国保でも一定割合を負担しています。このため、県が示した納付金を基に算定し、増額となりました。

介護保険分Ⅱ40歳から64歳までの国保加入者は、介護保険料を国保税として納めています。県が示した納付金を基に算定し、増額となりました。それぞれの区分で算定した結果、昨年と比較して、1人当たりの平均負担額は281円、1世帯当たりの平均負担

額は5655円の減額となりました。

## 健康づくりに取り組みましょう！

町では、医療費の増加（グラフ1参照）を抑えるため、平成27年度から「健康づくりは朝がいちばん」をスローガンに、生活習慣全般に対する健康意識の向上に取り組んでいます。「健康ポイント手帳」を活用するなどして、楽しみながら健康増進に取り組み、自分の健康を見直してみよう。

## 保険証の更新

8月に保険証の一斉更新を行います。制度改正に伴い、本年度から福島県統一の様式になります。新しい保険証は、7月末までに各世帯の世帯主あてに郵送されますので、お手元にある有効期限の切れた保険証は、同封の返信用封筒で8月以降に返却をお願いします。

表1 平成30年度の税率と税額

※（ ）内は前年度比

区分	説明	医療分	後期高齢者支援分	介護保険分	全体の税額に占める割合
所得割	国保加入者の前年の所得に応じて計算	6.13% (+ 0.04%)	2.60% (+ 0.26%)	2.34% (+ 0.24%)	49% (△ 1%)
資産割	国保加入者の固定資産税額に応じて計算	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)
均等割	国保加入者一人当たりの負担額	21,400円 (△ 1,600円)	9,100円 (+ 500円)	10,600円 (+ 600円)	35% (± 0%)
平等割	1世帯当たりの負担額	17,000円 (+ 200円)	7,000円 (+ 500円)	5,600円 (+ 600円)	16% (+ 1%)

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護保険分	計
1人当たりの平均負担額	52,879円 (△ 2,716円)	22,156円 (+ 1,056円)	25,633円 (+ 1,379円)	100,668円 (△ 281円)
1世帯当たりの平均負担額	87,013円 (△ 7,182円)	35,734円 (+ 561円)	30,347円 (+ 966円)	153,094円 (△ 5,655円)

グラフ1

## 1人当たりの医療費の年度推移

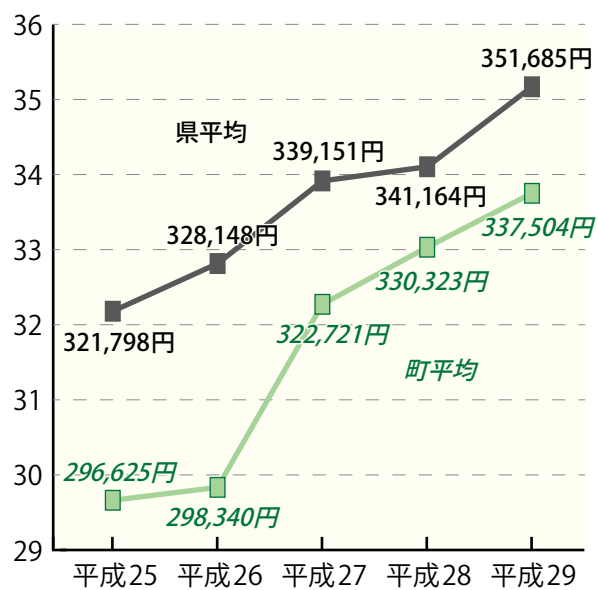
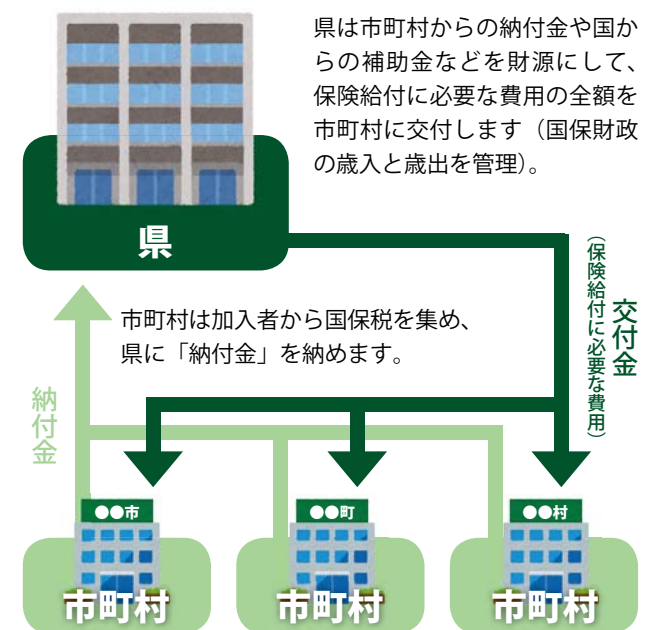


図1 国保の財政運営イメージ







本庁舎3階には公民館から移転する学校教育課や教育長室のほか、議会事務局、議場、議長室、委員会室、会議室などを配置しています。

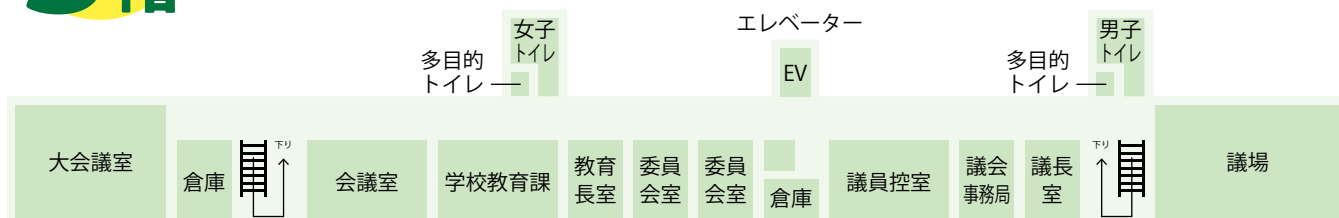
## 本庁舎 3階



**【学校教育課】** 小中学校の転入・転出手続き、就学援助費の申請など  
**【議会事務局】** 議会の傍聴、会議録の閲覧など



**【多目的トイレ】** 各階に多目的トイレを設置しています。どなたでも利用できます



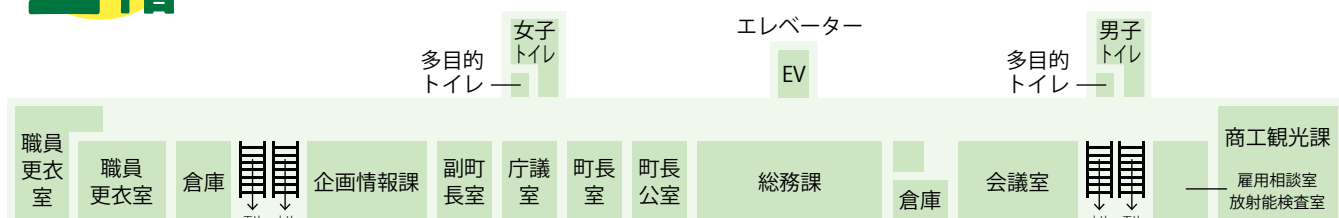
本庁舎2階には総務課、企画情報課、商工観光課のほか、町長室、町長公室、副町長室、庁議室、会議室などを配置しています。

## 本庁舎 2階



**【企画情報課】** 陳情・要望、遊休施設の利用、再生可能エネルギー設備設置助成、こゆりちゃんの利用など  
**【総務課】** 予算書の閲覧、コミュニティ助成事業、自治区長の交代など

**【商工観光課】** 活力ある地域づくり助成事業、住宅団地の分譲、結婚祝金、定住促進助成事業補助金、無料職業紹介所、放射能簡易検査、創業支援など



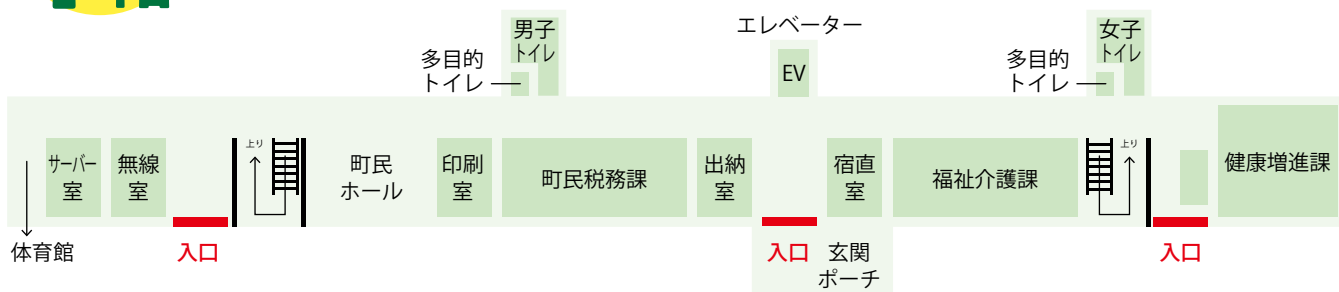
本庁舎1階には町民税務課や福祉介護課、健康増進課、出納室などの窓口業務を行う部署を配置しているほか、町民ホールも設置しています。

## 本庁舎 1階



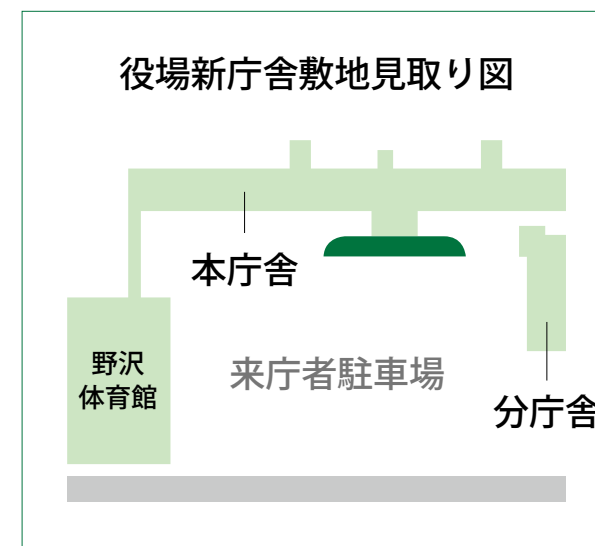
**【町民税務課】** 戸籍や年金、税金などの各種手続きと証明書の請求、消防団、ごみ収集など  
**【出納室】** 税金や各種料金、使用料(公金)の納付など

**【福祉介護課】** 介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉の手続きなど  
**【健康増進課】** 健康づくりの支援や、各種健(検)診、医療保険に関する手続き手続きなど



# 旧西会津小学校を改修し活用 役場新庁舎が完成 7月17日(火)から業務開始

旧西会津小学校を活用した「役場新庁舎」は、平成29年度までに改修工事や分庁舎の建設工事、バイオマスボイラーの設置工事などが完了し、現在は駐車場の舗装工事や備品の購入、各種システムと設備・機器等の移設に向けた作業を進めています。  
 今後、7月14日(土)～16日(月・祝)の3連休で引越しを行い、17日(火)から新庁舎での業務を開始する予定です。また、庁舎移転に伴い、これまで公民館で業務を行っていた学校教育課が本庁舎に引越します。  
 今月号では役場新庁舎についてお知らせします。



### 新たにエレベーターを設置

役場新庁舎には、新たにエレベーターを設置しました。また、段差のない床や階段の手すりなど、誰もが使いやすいよう、バリアフリー化を図っています。





**小杉山地内の土砂崩落**——  
 本年5月30日に小杉山自治  
 区長から土砂崩落の一報を受  
 け、町では、関係機関に連絡  
 り、職員を現地に派遣して状  
 況把握に努めました。  
 土砂崩落の様子は、棚田の  
 のり面と休耕田の一部が崩落  
 し、土砂が沢の下流域に流れ  
 出しているといった状況でし  
 た。応急処置として現場に立  
 ち入り禁止のバリケードを設  
 置したほか、土砂の流出防止  
 と、沢水の流れを変えるため  
 に大型土嚢を設置しました。  
 今後は、定期的な監視を行

**ベトナムにおける  
 関係機関との連携協議**——  
 西会津雪国まつりやベトナ  
 ムで開催された「日越外交樹  
 立45周年記念・ハノイ日本文  
 化交流祭」での交流をきつか  
 げに、ベトナム側から町との  
 経済交流や人的交流に関する  
 連携・協力体制の構築につい  
 て打診があったことから、5  
 月22日～25日の日程で薄友喜  
 町長がベトナムに渡り、現地  
 の日本語学校などを訪問して  
 意見交換を行ってきました。  
 ベトナムは、東南アジア諸  
 国の中で日本と友好的な関係

を築いている国の一つで、近  
 年では日本との経済的、文化  
 的交流も盛んに行われていま  
 す。  
 町としては、今後ベトナム  
 との友好な関係を築きなが  
 ら、町の活性化につなげてい  
 きます。  
**埼玉県戸田市との  
 教育交流提携の締結**——  
 町と埼玉県戸田市では、6  
 月28日に「教育交流提携」を  
 締結することになりました。  
 両市町の教育交流を通し  
 て、児童生徒の学力向上や本  
 町にはない新しい学びの力を  
 育むとともに、教職員の研修  
 等の交流により資質向上を目  
 指していきます。  
 また、児童生徒の交流をは  
 じめとした相互の人材や教育  
 財産の交流を通して教育振興  
 を図っていきます。  
 町としては、この教育交流  
 提携を契機に、本町にはない  
 戸田市の先進的な教育事業を  
 取り入れながら、本町の教育  
 改革をより一層推進していき  
 ます。



◆**教育委員会委員の任命への  
 同意** 長谷川正さん(さゆ  
 りが丘)の任命に同意  
 ◆**人権擁護委員候補者の推薦**  
 長谷川孝志さん(森野)、  
 嶋田純子さん(下野尻)を  
 推薦

**町政の主要事項  
 報告から**

6月8日から14日までを会期に開かれた平成30年第3回町  
 議会定例会では、条例の一部改正や平成30年度補正予算など、  
 町政が当面する重要な議案14件および報告4件が審議されま  
 した。町政の主要事項報告の内容および可決された議案は次  
 のとおりです。

**議案14件、報告4件を審議  
 6月町議会定例会報告**

を築いている国の一つで、近  
 年では日本との経済的、文化  
 的交流も盛んに行われていま  
 す。

**可決された議案**

- ◆**町税条例一部改正の専決処  
 分の承認** 地方税法の一部  
 改正に伴う条例改正
- ◆**町の役場の位置を変更する  
 条例の一部改正** 役場庁舎  
 の移転に伴う条例改正
- ◆**町国民健康保険条例の一  
 部改正** 地方税法の改正に  
 伴う課税限度額の引き上げ  
 と低所得者にかかる軽減措  
 置の拡充、税率等の変更
- ◆**平成30年度町一般会計補正  
 予算(第一次)** 地域での  
 起業を志望する起業家を集  
 めるとともに、その活動拠  
 点を整備するワークインレ  
 ジデンス事業や、町道等の  
 改良工事に伴う埋蔵文化財  
 の試掘調査、新庁舎移転整  
 更
- ◆**教育委員会委員の任命への  
 同意** 長谷川正さん(さゆ  
 りが丘)の任命に同意
- ◆**人権擁護委員候補者の推薦**  
 長谷川孝志さん(森野)、  
 嶋田純子さん(下野尻)を  
 推薦
- ◆**町道の認定** 廃止する道目  
 川口線を道目下松線および  
 川口発電所線に分割し新た  
 に認定、改良工事を計画し  
 ている集落内道路を新たに  
 山口村中線として認定
- ◆**町道の路線変更** 道路改良  
 に伴い尾登北線の起点を変  
 更
- ◆**財産の取得** 特定路線バ  
 ス導入に伴う新たな町民バ  
 スを購入
- ◆**町道の廃止** 道目川口線を  
 廃止
- ◆**町道の認定** 廃止する道目  
 川口線を道目下松線および  
 川口発電所線に分割し新た  
 に認定、改良工事を計画し  
 ている集落内道路を新たに  
 山口村中線として認定
- ◆**町道の路線変更** 道路改良  
 に伴い尾登北線の起点を変  
 更

分庁舎2階には建設水道課を配置しています。

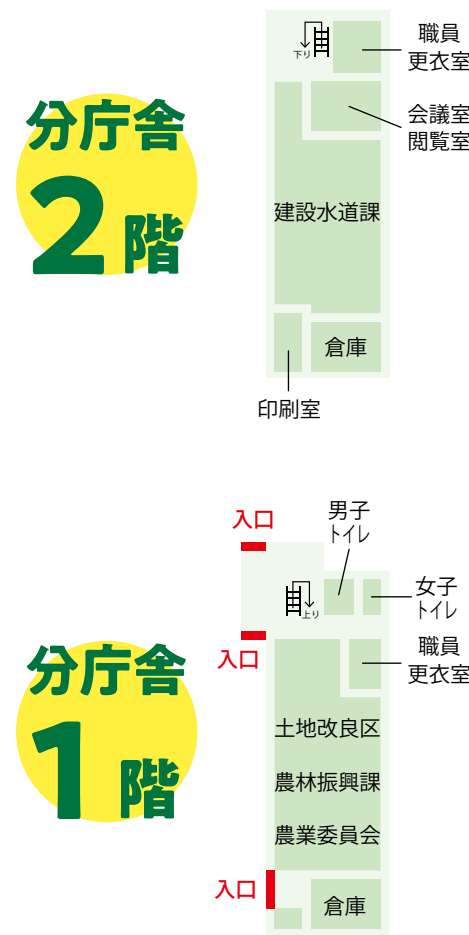


**【建設水道課】**  
 上下水道の手続き、町道・林  
 道・河川の維持管理、町営住  
 宅・定住促進住宅、個別排水  
 処理事業(浄化槽)、入札・契  
 約、雪に関する相談窓口、災  
 害復旧手続きなど

分庁舎1階には農林振興課を配置しています。



**【農林振興課】**  
 米に関すること、新規就農者・  
 認定農業者支援、施設園芸・  
 菌床栽培パイプハウス整備事  
 業、鳥獣被害対策など  
**【農業委員会】** 農地の貸し借  
 り・売買・転用許可、農業者  
 年金など  
 ※土地改良区、水土里環境委  
 員会事務局も同じフロアに  
 あります



※生涯学習課は移転せず、現在と同じように町公民館で業務を行います。

**新庁舎の住所等**

◎**役場の住所**

**新**  
 〒969-4495  
 福島県西会津町野沢字下小屋上  
 乙3308番地

**旧**  
 〒969-4495  
 福島県西会津町野沢字下小屋上  
 乙3261番地

◎**役場の電話番号(変更ありません)**

電話番号(代表) ☎45-2211  
 ※各課等への直通の電話番号は変更あり  
 ません

**新庁舎移転の日程**

◎**新庁舎への引っ越し**

期間 7月14日(土)～16日(月・祝)

◎**新庁舎開庁式**

日時 7月17日(火)午前8時  
 会場 役場新庁舎正面玄関前

◎**新庁舎内覧会**

町民の皆さんを対象とした新庁舎内覧会  
 を実施します。新しい役場庁舎の事務室や  
 議場などを見学できます。  
 ぜひお越しください。  
 日時 7月21日(土)午後1時～4時  
 会場 役場新庁舎

<問い合わせ先> 総務課 行政管理係 ☎45-2211